

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神戸町長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施、給付に関する事務を行う。 ・予防接種(対象疾病)毎の対象者の抽出及び対象者への接種案内通知(名簿、タックシール作成) ・接種済者の入力管理(予防接種名、接種日、医師名等) ・未接種者の把握管理(再通知等の実施) ・予防接種毎の接種率等、実施状況把握 ・健康被害の救済 ・番号法に基づく情報連携
③システムの名称	健康管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と標記)第9条第1項 別表14の項 ◎番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ◎番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ◎番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 25、27、28、29の項及び内閣府・総務省令第27条、第29条、第30条、第31条 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 25、26の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会を行う際には4情報または、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管し、毎日施錠確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、e-ラーニングによる研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 石原誠	健康福祉課長	事後	
令和3年10月1日	II 1. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	II 2. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会】 ◎番号法第19条第7号	【情報照会】 ◎番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	追加	◎番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	◎番号法第19条第8号 別表第二(16の3、17,18,19の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年10月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I-1-② 事務の概要	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施、給付に関する事務を行っている。 番号法においては、別表第一項目NO.10に基づき、予防接種法により予防接種の実施、給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 また予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び予防接種の履歴管理に関する事務 ②給付請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に関する事務 ③給付を受ける権利に係る届出等の受理、届出等の係る事実の審査又は届出等に対する事務 他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務 中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会等の業務を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施、給付に関する事務を行う。 ・予防接種(対象疾病)毎の対象者の抽出及び対象者への接種案内通知(名簿、タックシール作成) ・接種済者の入力管理(予防接種名、接種日、医師名等) ・未接種者の把握管理(再通知等の実施) ・予防接種毎の接種率等、実施状況把握 ・健康被害の救済 ・番号法に基づく情報連携	事後	
令和6年11月1日	I-1-③ システムの名称	健康管理システム・宛名管理システム・中間サーバー・ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和6年11月1日	I-3 法令上の根拠	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と標記)第9条第1項 別表一 第10項 ◎番号別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ◎番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ◎番号法第19条第6号(委託先への提供)	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と標記)第9条第1項 別表14の項 ◎番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ◎番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ◎番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年11月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)別表第二の16の2、17、18、19の項及び内閣府・総務省令第13条(別表第二における情報提供の根拠)別表第二の16の2、16の3項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)25、27、28、29の項及び内閣府・総務省令第27条、第29条、第30条、第31条(主務省令第2条の表における情報提供の根拠)25、26の項	事後	
令和6年11月1日	II-1及び2 いつの時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-8 人手を介在させる作業		記載	事後	様式の変更に伴う項目の追加
令和6年11月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられ		記載	事後	様式の変更に伴う項目の追加